

## 初等中等教育分科会における部会の設置について

平成十三年四月十九日  
初等中等教育分科会  
平成十五年五月二十六日改正  
平成十五年十月十六日改正  
平成二十三年九月六日改正  
平成二十五年四月三日改正  
平成二十六年八月六日改正  
平成二十七年二月二十五日改正  
平成二十七年十月十九日改正  
平成二十九年三月六日改正  
平成二十九年六月二十七日改正  
平成三十一年二月二十日改正  
令和元年五月八日改正  
令和三年四月十九日改正

中央教育審議会令（平成十二年六月七日政令第二百八十号）第六条、中央教育審議会運営規則（令和三年三月十二日中央教育審議会決定）第四条及び初等中等教育分科会運営規則（令和三年四月十九日初等中等教育分科会決定）第二条に基づき、初等中等教育分科会に次の部会を設置する。

## 1 教育課程部会

（所掌事務）

初等中等教育の教育課程に関する重要事項を調査審議すること。

## 2 教員養成部会

（所掌事務）

① 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関する重要事項を調査審議すること。

② 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基づき中央教育審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

3 学校安全部会

（所掌事務）

学校安全の推進に関する重要事項を調査審議すること。

## 関係規定

### 中央教育審議会令（抄）

（平成十二年六月七日 政令第二百八十号）

（部会）

第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員，臨時委員及び専門委員は，会長（分科会に置かれる部会にあっては，分科会長）が指名する。
- 3 部会に，部会長を置き，当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は，当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは，当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が，その職務を代理する。
- 6 審議会（分科会に置かれる部会にあっては，分科会。以下この項において同じ。）は，その定めるところにより，部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

### 中央教育審議会運営規則（抄）

（令和三年三月十二日 中央教育審議会決定）

（部会）

第四条 部会の名称及び所掌事務は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長。

以下この条において同じ。）が審議会（分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この条において同じ。）に諮って定める。

- 2 部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集する。
- 3 令第六条第六項の規定に基づき、審議会があらかじめ定める事項については、部会の議決をもって審議会の議決とする。
- 4 前項に規定する事項について部会が議決したときは、部会長は、速やかに、会長にその議決の内容を報告しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

### 初等中等教育分科会運営規則（抄）

（令和三年四月十九日 初等中等教育分科会決定）

（部会）

第二条 分科会に、次に掲げる事項を分担させるため、部会を置くことができる。

- 一 初等中等教育の教育課程に関する重要事項

二 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関する重要事項並びに教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基づき中央教育審議会（以下「審議会」という。）の権限に属させられた事項

三 前各号に掲げるもののほか、分科会が必要と認める事項

第三条 部会長は、必要に応じ、当該部会に属さない委員、臨時委員及び専門委員を、会議に出席させることができる。